

		主として初等中等教育段階	主として高等教育段階	
イ 生き抜く力	教育内容・方法、教職員(質)	【基本施策1】 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実 ○ 子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図る。 その際、特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視する。 ○ このため、グループ学習やICTの活用等による協働型・双方向型の授業への革新、学校と地域との連携の推進を図りつつ、新学習指導要領を着実に実施する。また、高等学校段階においては、全ての生徒に共通して身に付けさせるべき能力について明確化するとともに、各学校における教育目標を明かにし、目標とする育成すべき人材像に応じた教育内容・方法の充実を図る。	【基本施策7】 学生の主体的な学びの確保に向けた大学教育の質的転換 ○ 「生きる力」の基礎に立ち、予測困難な時代において、生涯にわたり学び続け、主体的に考え、どんな状況にも対応できる「課題探求能力」を有する多様な人材を育成する。 ○ 学士課程教育においては、学生の思考力や表現力を引き出し、その知性を鍛える課題解決型の能動的学習(アクティブラーニング)や双方向の講義、演習、実験等の授業を中心とした教育へと質的転換のための取組を促進する。 ○ 学士課程教育の質的転換のために、事前の準備や事後の展開も含め、主体的な学びに要する学修時間の実質的な増加・確保を始点として、教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画(シラバス)の充実、教員の教育力の向上を含む諸課題を進めるための教学マネジメントの改善などの諸方策が連なってなされる「質的転換のための好循環」の確立を図る。 ○ その上で、大学院においては、世界の多様な分野において活躍する高度な人材を輩出するため、大学院の教育課程の組織的展開の強化を図る。	【基本施策10】 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進 ○ 個々人が、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけられるようにする。 ○ このため、地域参画・社会貢献に関する学習、自立した高齢期を送るための学習、男女共同参画社会の形成に資する学習、消費者教育、地域防災・安全、スポーツ等の現代的・社会的な課題に対応した学習が主体的な実践につながるよう、各学校や公民館等の社会教育施設による提供のみならず、一般行政や民間等の多様な提供主体による学習とも連携して、推進する。 ○ 現代的、社会的な課題に対して地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育(持続発展教育:ESD)を推進する。
		【基本施策2】 豊かな心と健やかな体の育成 ○ 子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導、青少年を取り巻く有害情報対策等の充実を図る。 ○ 学校保健、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持増進を図る。さらに、子どもの安全・安心を確保するため、防災教育を含む学校の安全に関する教育を推進する。 ○ 子どもの体力の向上傾向が維持され、確実なものとなるよう、学校と地域における子どものスポーツ機会の充実を図る。		
		【基本施策3】 教員の資質能力の総合的な向上 ○ 基本施策1及び2に掲げた質の高い学習を実現するため必要な教員の資質能力を総合的に向上させる。 ○ すなわち、課題探究型の学習、協働的な学びなどを展開するための教員の実践的指導力、高度な専門的知識や地域と連携・協働する力などを向上させるため、教育委員会と大学との連携・協働により、修士レベル化に向けた養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革を行い、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための仕組みを構築する。		
		【基本施策4】 幼児教育の充実 ○ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援に関する新たな制度(関連法案を現在国会で審議中)の構築により、すべての子どもに質の高い幼児期の学校教育を保障するための条件整備を図る。また、幼稚園における子育て支援活動・預かり保育の充実を図る。		
		【基本施策5】 特別なニーズに対応した教育の推進 ○ 様々な背景を有する者がともに暮らし、支え合う共生社会の形成に向けて、特別なニーズに対応した以下の取組を行う。 ・障害のある者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に学ぶことができるよう配慮しつつ、教育内容・方法の改善充実などを図る。 また、高等教育段階においても、意欲・能力ある障害者の教育機会の確保に向けた支援を推進する。 ・また、海外で学ぶ子どもたちの学習環境の充実を図るとともに、国内の帰国・外国人児童生徒等について、日本語指導や適応指導の充実等を含めた公立学校における受入れ体制の整備を推進する。		
質保証		【基本施策6】 「何を身に付けたか」を担保するための質保証システムの構築 ○ 基本施策1に係る取組をより実効あるものとする観点から、全国学力・学習状況調査の結果等に基づく教育施策や教育指導の充実・改善を行う継続的な検証改善サイクルを義務教育段階において確立する。 ○ 高等学校段階においては、全ての生徒に共通して身に付けさせる能力の明確化を図る。 併せて、各学校において、生徒の能力・適性、進路等に応じた教育目標や、目標とする育成すべき人材像に応じた修得すべき内容を明らかにし、その内容を修得させることを徹底し、それを前提として修得の状況を明かにするための様々な仕組みを構築する。	【基本施策8】 大学教育の質の保証 ○ 学生の保護や国際通用性の観点から、大学教育の質を保証し、基本施策7における教育の質的転換の取組等と相俟って、その質の向上を促進するため、制度の改善や制度間の連携強化、大学の教育研究活動の可視化促進などを図る。	【基本施策11】 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進 ○ 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。 ○ このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、修得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築する。
		【基本施策9】 初等中等教育・高等教育の接続の円滑化・充実 ○ 高等学校段階の教育の質の確保、大学教育段階の教育水準等の評価や大学進学希望者の能力適性の判定について、大学入試の一点に求められていた実態を改め、「点からプロセスによる質保証」システムを構築する。 ○ すなわち、基本施策6及び8で掲げた高等学校及び大学それぞれの段階における質保証に係る検討と併せて志願者の意欲、能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入学者選抜に転換する。同時に、高大連携の取組の促進や飛び入学等の普及拡大を図る。		
就職キャリア支援育		【基本施策12】 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化 ○ 「社会を生き抜く力」の一態様として、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせ、価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を目指す。 ○ 実践的な職業教育の体系を明確にしつつ、職業生活への移行後も含め、必要な知識・技能を身に付けられるような取組を行い、個々人が、多様な職業生活に必要な知識・技能を生涯のどの時点においても身に付けられるようにする。 ○ また、我が国の成長分野において、中核となる専門人材を養成するために、産学官の連携強化による実践的な職業教育の充実を通じた社会人学生・生徒の学びやすい新しい学習システムの構築を図る。 また、専修学校の質保証・向上のための仕組みを整備する。同時に、職業生活の中で修得した知識や技能等が適切に評価され、次の段階のキャリア形成等に結びつくような学校と職業をつなぐ新たな学習システムの構築や、雇用のミスマッチ解消に向けた学校とハローワークとの連携強化等を図る。		

		生涯の各段階を通じて推進	
		主として初等中等教育段階	主として高等教育段階
口 未来への飛躍	新たな価値を創造する人材を	【基本施策13】優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供 <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等を育成するためには、初等中等教育段階から、「社会を生き抜く力」を育成し、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、その才能を見出して、創造性やチャレンジ精神などをより一層伸ばしていくことが必要である。 ○ このため、意欲と能力のある児童生徒等に対し、ハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場を提供することが求められ、これまで活用事例の少ない大学への飛び入学促進、高等学校段階における早期卒業制度の検討や、先進的な教育を受ける機会の提供や全国レベルで競い合う科学の甲子園等の推進を含めた理数教育の充実などを図る。 	
	グローバル人材	【基本施策14】大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学の研究力強化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官の参画を得つつ世界を牽引するリーダーを養成するため、博士課程を中心とする大学院教育の抜本的な改革・強化を図るとともに、独創的で優秀な研究者を養成するため、優秀な学生や若手研究者等が自立して学修研究に専念することができる環境を整備する。 ○ 各大学の強みを活かした教育研究拠点の形成を促進するとともに、独創的で多様な研究を広範かつ継続的に推進するなど、大学の研究力を強化する。 	
ハ セーフティネット	負担軽減	【基本施策16】教育費負担の軽減に向けた経済的支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育格差の固定化解消に向けて、これまで就学支援等の実施や公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度、奨学金の充実等の取組を実施してきたところであるが、引き続き、保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行う。 ○ また、東日本大震災により被災した子どもたちに対し、切れ目のない就学支援を実施する。 	
	再学習支援・チャレンジ	【基本施策17】学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 依然として教育上の重要課題である暴力行為、いじめ、不登校など児童生徒の問題行動等の減少に向けて、学校のみならず家庭、地域社会や関係機関が連携した取組を一層推進する必要があり、この点も踏まえて生徒指導体制及び教育相談体制を整備・充実する。 ○ また、教育格差の解消に向け、経済的困難等により学力定着に関する課題を抱える学校への支援を充実することや、離島を含めたへき地の子どもたち等に対する就学支援、東日本大震災により被災した子どもたちに対する心のケアや学習支援等を実施する。 ○ さらに、家庭の経済的格差の教育格差への影響や格差の再生産・固定化が指摘されていることを踏まえ、ニート、引きこもり、高校中退者など、挫折や困難を抱えた子ども・若者や非正規労働者・早期離職者が自立し、再び社会に参画できるようにするため、福祉・労働行政等と緊密に連携協力し、学習支援や体験活動の実施、キャリアアップや学び直しの機会の提供等を行う。 	
	安心安全	【基本施策18】教育研究環境の整備や安全に関する教育など学校安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進する。 ○ また、学校においては、安全の確保を保障するとともに、児童生徒等がその生涯にわたり自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められることから、学校安全の推進に関する計画に基づき、主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取組の推進、地域社会、家庭との連携の強化等を図る。 	
ニ コミュニティの形成	学習を通じたコミュニティ支援	【基本施策19】活力あるコミュニティ形成と絆づくりに向けた学習環境・協働体制の整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。 ○ このため、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する取組が展開されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。 	
	家庭教育	【基本施策20】地域社会再生のためのCOC（Center of Community）構想の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域コミュニティにおける大学は、様々な人材や情報・技術が集まる中核的存在（Center of Community）である。大学等有する様々な資源を活用して、地域が直面している様々な課題解決に取り組むことにより、教育研究機能の向上に資するとともに、地域の活性化にもつながることから、このような活動に対し、一層の支援を行う。 	
		【基本施策21】豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本施策19と相俟って、家庭教育が地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会の充実を図るとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援の充実を図る。 ○ また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校と連携した支援の仕組みづくりを推進する。 	

		生涯の各段階を通じて推進		
		主として初等中等教育段階	主として高等教育段階	
4つの基本的方向性を支える環境整備	ガバナンス	【基本施策22】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本施策19に掲げた活力あるコミュニティ形成の観点も踏まえ、地域の意見や力を学校運営に生かすとともに学校や地域活性化の拠点として位置付け、学校のことは学校自身が地域住民や保護者の意向を踏まえ決定することを原則に地方教育行政の改革を行う。 その際、政治的中立性、継続性・安定性を引き続き確保することや、国の責任で全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を行うことに留意しつつ、より現場に近いところへと権限を委譲する方向とする。 ○ まずは、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の更なる普及促進を図るなど「地域とともにある学校づくり」や教育委員会の活性化等の取組を推進する。 ○ 併せて、学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善など、学校の組織運営体制の確立に受けた積極的な取組を推進する。 	【基本施策25】大学ガバナンスの機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各大学が学生・地域・社会のニーズに沿った質の高い大学教育を行うために、学長や理事長のリーダーシップの確立に向けた環境整備や、評価に基づく資源の再配分等の各学校法人・大学のガバナンス機能の強化に向けた必要な支援を実施する。 【基本施策26】大学の機能強化、機能別分化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高等教育のユニバーサル段階にあつては、学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学が機能別に分化しながら、自らの個性・特色を明確化し、それを発揮するための改革を進めることが必要である。 ○ また、各大学がそれらの機能等を大学間のネットワークを通じて相互に利用することは、全体として多様かつ高度な教育研究活動が展開されることに資するため、多様な制度的選択肢の整備等を通じて、地域別・機能別の大学群の形成、大学・学部の枠を越えた連携・再編成等の促進を図るなど、機能強化、機能別分化に向けた大学改革を推進する。 	【基本施策29】社会教育推進体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における学習活動を、活力あるコミュニティ形成と絆づくりをはじめとする課題に、より積極的に対応できるものとするのが重要である。 ○ このため、社会教育行政が、学校教育や家庭教育、まちづくり、福祉等の行政部局や、民間団体、大学等の多様な主体とも積極的に連携・協働するための環境整備を図るとともに、地域の学びを支える人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものにするための取組を推進する。
	基盤整備	【基本施策23】きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員体制等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 知識基盤社会、グローバル化社会を生き抜く人材を育成し、学校が抱える課題や期待に対応するために、きめ細かで質の高い教育を支える条件整備が必要である。とりわけ、教員が一人一人の子どもに向き合える環境づくりの観点から、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化が重要となる。 こうした観点から少人数学級の推進とともに、特別支援教育、小学校における専科指導、教育格差解消のための学習支援など教育上の様々な課題に対応できるような教職員配置の適正化について、効果検証を行いつつ、地方の自主的な取組の進捗状況や、国・地方の財政状況を十分勘案しながら、計画的な教職員定数改善を検討する。 あわせて、教員の大量退職に伴う採用倍率の低下の下で、近年の非正規教員の増加傾向に歯止めをかけるとともに、質の高い教員を確保する方策について検討する。 	【基本施策27】大学等の財政基盤の強化と個性・特色に応じた施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等が、それぞれの個性や特色を発揮し、使命と役割を果たしていくためには、財政基盤の強化や戦略的な施設整備など、ソフト・ハード両面の充実を行っていくことが不可欠。 ○ 大学の財政基盤の強化については、国立大学運営費交付金や私学助成など基盤的経費の充実を図るとともに、基本施策26の機能別分化等を踏まえ、「きらりと光る」教育研究拠点への重点支援など一層明確でメリハリある配分を行う。 ○ また、欧米諸国に比べて、我が国の高等教育における公費負担割合が低く私費負担割合が高いという指摘もあること、各大学の予算に占める民間資金の割合が低いこと、近年の厳しい経済情勢等も踏まえ、基盤的経費の確保・充実に加え、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。 ○ 国立大学法人等の戦略的な施設整備については、卓越した教育研究拠点の形成や大学附属病院機能の充実等の大学の機能強化・機能別分化の推進につながる施設整備について推進を図る。 	
		【基本施策28】私立学校の振興 <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国教育の大きな特徴は、私立学校が建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っていることであり、私立学校の振興は決定的に重要。 ○ 特に、高等教育段階では私立学校が学生全体の75%を占めているため、私立大学の自主的な努力により高い質が確保されることが必要。 ○ このため、私学助成の基盤的経費としての基本性格を踏まえた上で支援の充実を図りつつ、私立学校の特色の発揮と質的充実に向けた支援及びメリハリある配分を強化する。 併せて、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境を整備する。 ○ また、各学校法人が、経営環境の厳しい中、経営状況を的確に分析し、自主的な早期の経営判断を行うよう必要な支援を実施する。 ○ 同時に、教学・経営の両面から質保証を徹底推進する一貫したシステムを確立し、大学全体の質の向上を図る。 		
	【基本施策18】教育研究環境の整備や安全に関する教育など学校安全の確保（再掲）			
震災	東日本大震災からの復旧・復興支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 一刻も早い被災地の復旧・復興に向け、被災地のニーズを十分に踏まえつつ、安全・安心な学びの場の確保や就学支援、心のケアなど、中長期的に切れ目のない支援を行う。 ○ 被災地の創造的復興のために、教育機関が拠点となって、「学校からのまちづくり」の推進や復興を担う人材の育成、大学や研究所等を活用した地域の再生などを推進する。 ○ 東日本大震災の経験を踏まえ、困難な状況に直面した際に自ら考え判断し行動する力や、困難に立ち向かうために周りの人々と協力し合う力などを育む教育の推進が必要であり、被災地からの未来型の教育モデルづくりや防災教育を促進し、被災地だけでなく全国的に共有していく。 			